

区立幼稚園に係る保育料等について

1 概 要

現在の区立幼稚園の保育料は、施設維持管理経費（人件費・光熱費・修繕費等）を基に算出し、社会状況を勘案して設定しており、平成16年4月より月額9,800円で設定している（申請により減免措置制度あり。生活保護・第3子世帯：全額免除、住民税所得割非課税世帯：半額免除）。

2 方 針

新制度の開始に伴い、保育料は所得に応じて区市町村が定めることとされている。しかし、幼稚園の運営形態等、提供するサービスに変更がない点や私立幼稚園の多数が旧制度による運営を予定しており、保育料設定の変更は官民の均衡を崩すことから、保育料は原則現状維持とする。

生活保護世帯	0円
住民税所得割非課税世帯	3,000円（予定）
その他の世帯	9,800円

※上記同様の考え方から、小学校3年生までの兄弟の中で、区立幼稚園で保育されている第3子以降の児童がいる世帯は申請により保育料を全額免除し、現行通りの予定とする。

3 入園料

新制度による入園料の考え方は、教育に要する費用を賄うために徴収しているものは毎月徴収する利用者負担額の中で徴収することが基本としている。

区立幼稚園の入園料は、現在は使用料として徴収しているが、入園関係書類の印刷費、健康診断報償費等に充てる目的であり、入園に関わる事務手続きの費用という性格のものである。よって、毎月の利用者負担額として上乗せ徴収することは適当でない。

入園時に係る事務手数料としての意味合いが強いことから、「使用料」を「申請手数料」として引き続き徴収する。

また、私立幼稚園の入園料を下回っているが、保育料と同様の考え方により、金額は現行どおり2,000円とする。